2026年11月18日

各 位

会 社 名　株式会社 ＧＲＯＷＴＨ　ＶＥＲＳＥ
代表者名　代表取締役会長 兼 CTO　南野 充則
代表取締役社長 兼 CEO　渡部 知博
（コード番号：710A 東証グロース市場）
問合せ先　取 締 役　ＣＦＯ　諸冨 圭輔
（TEL 03-5956-3426）

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2026年11月18日開催の当社取締役会において、当社普通株式の株式会社東京証券取引所グロース市場への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

１．公募による募集株式発行の件

（1）	募集株式の種類及び数	当社普通株式　580,000株
（2）	募集株式の払込金額	未定（2026年12月２日開催予定の取締役会で決定する。）
（3）	払込期日	2026年12月17日（木曜日）
（4）	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、2026年12月10日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
（5）	募集方法	発行価格での一般募集とし、株式会社ＳＢＩ証券を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。 ただし、発行価格と同時に決定する引受価額が払込金額を下回る場合は、本募集株式発行を中止する。
（6）	発行価格	未定（募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2026年12月10日に決定する。）
（7）	申込期間	2026年12月11日（金曜日）から 2026年12月16日（水曜日）まで
（8）	申込株数単位	100株
（9）	株式受渡期日	2026年12月18日（金曜日）
(10)	引受人の対価	引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は発行価格と同時に決定する。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(11)　払 込 取 扱 場 所　株式会社みずほ銀行　芝支店

(12)　前記各項を除くほか、本募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定し、その他必要な一切の事項については、代表取締役会長に一任する。

(13)　前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

2．引受人の買取引受による株式売出しの件

（1）	売出株式の種類及び数	当社普通株式	610,700株
（2）	売出人及び売出株式数	東京都渋谷区神宮前１丁目５番８号	
		株式会社ipoca	180,500株
		東京都港区赤坂８丁目11番37号	
		ＫＵＲＯＫＡＷＡ　ＺＡＡＧ有限責任事業組合	169,100株
		東京都港区赤坂８丁目11番37号	
		ミダスキャピタルGVファンド有限責任事業組合	125,000株
		東京都港区三田１丁目４番28号三田国際ビル２階	
		株式会社ギックス	47,800株
		東京都渋谷区渋谷３丁目３番５号	
		株式会社フロンティアインターナショナル	33,400株
		東京都渋谷区松濤２丁目20番１号	
		株式会社グローウィング	23,900株
		東京都千代田区丸の内１丁目６番５号	
		フォルトナ株式会社	23,900株
		静岡県御前崎市御前崎119番地の61	
		マリングロース株式会社	7,100株
（3）	売　出　方　法	売出価格での一般向けの売出しとし、株式会社ＳＢＩ証券、みずほ証券株式会社、東海東京証券株式会社、松井証券株式会社、ＦＦＧ証券株式会社、岡三証券株式会社、九州ＦＧ証券株式会社、極東証券株式会社、静銀ティーエム証券株式会社、マネックス証券株式会社及び丸三証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。	
（4）	売　出　価　格	未定（上記１．における発行価格と同一とする。）	
（5）	申　込　期　間	上記１．における申込期間と同一とする。	
（6）	申込株数単位	上記１．における申込株数単位と同一とする。	
（7）	株式受渡期日	上記１．における株式受渡期日と同一とする。	
（8）	引受人の対価	引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般向けの売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、上記１．における募集株式の引受価額と同一とする。	

(9)　その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役会長に一任する。

(10)　前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記１．の公募による募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

３．オーバーアロットメントによる株式売出しの件

（１）　売出株式の種類及び数　当社普通株式　　178,600株（上限）

（２）　売出人及び売出株式数　売出人　　東京都港区六本木一丁目６番１号
株式会社ＳＢＩ証券

売出株式数　　当社普通株式　　178,600株（上限）

（オーバーアロットメントによる株式売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少若しくは全く行われない場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2026年12月10日に決定される。）

（３）　売出方法　売出価格での一般向けの売出しとする。

（４）　売出価格　未定（上記１．における発行価格と同一とする。）

（５）　申込期間　上記１．における申込期間と同一とする。

（６）　申込株数単位　上記１．における申込株数単位と同一とする。

（７）　株式受渡期日　上記１．における株式受渡期日と同一とする。

（８）　その他本オーバーアロットメントによる株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役会長に一任する。

（９）　前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記１．の公募による募集株式発行が中止となる場合、本オーバーアロットメントによる株式売出しも中止される。

４．第三者割当増資による募集株式発行の件

（１）　募集株式の種類及び数　当社普通株式　　178,600株

（２）　募集株式の払込金額　未定（上記１．における払込金額と同一とする。）

（３）　割当価格　未定（上記１．における引受価額と同一とする。）

（４）　払込期日　2027年１月20日（水曜日）

（５）　増加する資本金及び資本準備金に関する事項　増加する資本金の額は、2026年12月10日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

（６）　割当先及び割当株式数　株式会社ＳＢＩ証券　　178,600株
なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、本募集株式発行を中止するものとする。

（７）　払込取扱場所　株式会社みずほ銀行　芝支店

（８）　申込株数単位　上記１．における申込株数単位と同一とする。

（９）　本募集株式の払込金額及びその他本募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は今後開催予定の取締役会において決定し、その他本募集株式発行に必要な一切の事項については、代表取締役会長に一任する。

(10)　上記3.のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止された場合には、本件第三者割当増資による新株式発行も中止する。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

１．公募による募集株式発行及び株式売出しの件

（1）	募集株式数	当社普通株式　580,000株
（2）	売出株式数	① 引受人の買取引受による売出し 当社普通株式　610,700株 ② オーバーアロットメントによる売出し(*) 当社普通株式　178,600株（上限）
（3）	需要の申告期間	2026年12月３日（木曜日）から 2026年12月９日（水曜日）まで
（4）	価格決定日	2026年12月10日（木曜日） （発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。）
（5）	申込期間	2026年12月11日（金曜日）から 2026年12月16日（水曜日）まで
（6）	受渡期日	2026年12月18日（金曜日）

(*) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、投資家の需要状況を勘案し、株式会社ＳＢＩ証券が178,600株を上限に追加的に行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少若しくは全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、株式会社ＳＢＩ証券が当社株主である吉村英毅・ミダスC有限責任事業組合（以下、「貸株人」という。）より借入れる株式であります。

これに関連して、株式会社ＳＢＩ証券は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、引受価額と同一の価格で当社が新たに追加的に発行する当社普通株式の割当を受ける権利（以下、「グリーンシューオプション」という。）を、2027年１月15日を行使期限として当社から付与される予定であります。また、当社は2026年11月18日開催の当社取締役会において、株式会社ＳＢＩ証券を割当先とし、払込期日を2027年１月20日とする当社普通株式178,600株の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っています。株式会社ＳＢＩ証券は、貸株人から借受けた株式を、グリーンシューオプションの行使又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

株式会社ＳＢＩ証券は、上場日（2026年12月18日）から2027年１月15日までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

なお、株式会社ＳＢＩ証券は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、グリーンシューオプションを行使しない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、株式会社ＳＢＩ証券は、シンジケートカバー取引を全く行わないか、若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

２．今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	5,548,578 株
公募増資による増加株式数	580,000 株
公募増資後の発行済株式総数	6,128,578 株
第三者割当増資による増加株式数	178,600 株
第三者割当増資後の発行済株式総数	6,307,178 株

（注）１．第三者割当増資による増加株式数及び第三者割当増資後の発行済株式総数は、上記「４．第三者割当増資による募集株式発行の件」の募集株式の全株に対し、株式会社ＳＢＩ証券からグリーンシューオプションの行使通知があり、発行がなされた場合の数値です。

２．上記株式数は、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

３． 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額962,504千円に上記「４．第三者割当増資による募集株式発行の件」に記載の本件第三者割当増資の手取概算額上限310,549千円を合わせた、手取概算額合計上限1,273,053千円については、高度なAI技術の開発並びにM&A後の事業統合及び経営管理体制の強化を推進するため、AIエンジニア、データサイエンティスト及びM&A後の経営管理を担う専門人材に係る採用費及び人件費に加え、既存従業員の人件費に充当する予定であります。具体的な充当予定時期は以下のとおりであります。

2027年９月期：752,541千円
2028年９月期：520,512千円
（合計：1,273,053千円）

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

４． 株主への利益配分

⑴ 利益配分の基本方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当を実施していくことを基本方針としています。しかしながら、現時点では事業の成長段階にあることから財務体質の強化及び事業拡大のための内部留保の充実を図り、事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えています。このことから、創業以来配当を実施しておりません。

将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及び実施時期等については未定であります。

⑵ 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、財務体質の強化及び事業拡大のための財源として利用していく予定です。

⑶ 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

剰余金の配当を行う場合は、年１回の剰余金の配当を期末に行うことを基本としており、その他年１回中間配当を行うことができる旨及び上記の他に基準日を設けて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、取締役会であります。

⑷過去３決算期間の配当状況

	2023年９月期	2024年９月期	2025年９月期
１株当たり当期純損失（△）	△376.01円	△123.77円	△102.80円
１株当たり配当額 （１株当たり中間配当額）	―円 （―円）	―円 （―円）	―円 （―円）
実績配当性向	―％	―％	―％
自己資本利益率	―％	―％	―％
純資産配当率	―％	―％	―％

（注）１．１株当たり当期純損失金額については、普通株式の期中平均発行済株式数により算定しております。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

２．１株当たり配当額（１株当たり中間配当額）、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を行っていないため、記載しておりません。

３．自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

４．2023年９月期の数値については、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。

５．ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、貸株人である吉村英毅・ミダスC有限責任事業組合並びに売出人である株式会社ipoca、ＫＵＲＯＫＡＷＡ　ＺＡＡＧ有限責任事業組合、ミダスキャピタルGVファンド有限責任事業組合、株式会社グローウィング及びマリングロース株式会社並びに当社株主（当社新株予約権の保有者を含む。）であるミダス第２号投資事業有限責任組合、丹羽トラスト株式会社、渡部 知博、株式会社NM、南野 充則、株式会社再春館共創ラボラトリー、鈴与株式会社、加納史敏・ミダス有限責任事業組合、丹羽 達也、諸冨 圭輔、ミダスキャピタルさくら有限責任事業組合、徳重浩介・ミダス有限責任事業組合、加山 博規、古森 茂幹及び当社従業員13名は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2027年６月15日までの期間（以下「ロックアップ期間①」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式（当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式を含む。）の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと並びに当社普通株式が株式会社東京証券取引所及び日本証券金融株式会社から貸借銘柄への選定を受けるに際して行う当社普通株式の貸付け等は除く。）は行わない旨確約しております。

また、当社株主であるSBI４＆５投資事業有限責任組合、SBI４＆５投資事業有限責任組合２号、TNBI一号投資事業有限責任組合、トリプルワン投資事業組合及び株式会社エアトリは、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2027年３月17日までの期間（以下「ロックアップ期間②」といい、ロックアップ期間①とあわせて以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、当社普通株式が株式会社東京証券取引所及び日本証券金融株式会社から貸借銘柄への選定を受けるに際して行う当社普通株式の貸付け並びに売却価格が「第１募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通じて行う株式会社東京証券取引所で行う売却等を除く。）を行わない旨を確約しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間①中は、主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割、ストックオプション又は譲渡制限付株式報酬（ロックアップ期間中に行使又は譲渡されないものに限る。）にかかわる発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2026年11月18日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等は除く。）を行わない旨を確約しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

６．配分の基本方針

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、各社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認ください。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

（注）上記「４．株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以　上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。